

## カントにおける正戦論

山下 和 也

**要 旨**：正戦論とは、近代以前ではアウグスティヌスやトマス・アキナス、近代ではフーゴー・グロティウスを代表とする、正義の戦争、許容される戦争がありうるとする思想である。対してカントは『永遠平和のために』を著し、常備軍の将来的な撤廃を求め、「いかなる戦争もあるべからず」（VI354）と宣言した。カントを絶対的平和論者と見る解釈が有力であるが、カントに正戦論を見ることも可能である。本稿ではカント哲学における正戦論の可能性を探ってみたい。

**キーワード**：カント、正戦、戦争、平和、国際法

表題を見て驚く人が多いかもしれない<sup>1</sup>。周知のとおり正戦論とは、近代以前ではアウグスティヌスやトマス・アキナス、近代になってからはフーゴー・グロティウスを代表とする、正義の戦争、許容される戦争がありうるとする思想である。18世紀は正戦論が大きく注目された時代であった。現代における、その第一人者はマイケル・ウォルツァーであろう。今日再び正戦論が頻繁に論議されている。そのきっかけとなったのが、1990年のイラクによるクウェート侵攻をきっかけとした湾岸戦争や、コソボ紛争に際して1999年から行われたNATO、北大西洋条約機構による空爆、2001年の同時多発テロを理由とするアフガニスタン戦争、そして2003年に起きたイラク戦争といった一連の戦争であることは言うまでもない。

それに対してカントは、『永遠平和のために』を著し、常備軍の将来的な撤廃を求め、戦争を「あらゆる禍悪と人倫の腐敗の源泉」（VII56）と呼び、道徳的実践理性の抗しがたい拒否権として「いかなる戦争もあるべから

ず」（VI354<sup>2</sup>）と宣言した哲学者である。カントを一種の絶対的平和論者として見る解釈<sup>3</sup>が、特に日本では、有力であるように思う。しかし、ブライアン・オレンド<sup>4</sup>をはじめとして、カントに正戦論を見る研究者もいないわけではない。本稿では、カント哲学における正戦論の可能性を、日本における最近の集団的自衛権論争にも関係づけて、探ってみたい。

論述は、第一章で『人倫の形而上学』におけるカントの国際法論を、近代の正戦論の文脈から読み直す。続いて第二章でカントの「国家連合」概念を検討し、それと現代日本における集団的自衛権の議論の関連を考える。最後に第三章で、カントの正戦論と道徳論とがいかに整合するかを考察し、リアリスト<sup>5</sup>としてのカントの姿を浮き彫りにしてみたい。

### 第一章 カントの国際法論と近代正戦論

『人倫の形而上学』第一部「法論の形而上学的原理」の中の公法の二番目としてカント

は国際法を扱っているが、これは事実上戦争の法に等しい。というも、カントはここで明確に、国家間の自然状態における「戦争への権利」、「戦争中の権利」、「戦争後の権利」に分けて論じているからである（VI343）。特に最初の二つは、『ファイアーアーベントの法哲学講義』<sup>6</sup>（以下『法哲学講義』と略称）において「Jus in bellum [原文ママ] und ad bellum」(XXVII1393)という言葉が使われているところから見て、伝統的な正戦論の文脈を踏まえたものと推測できる<sup>7</sup>。実際、カントは『永遠平和のために』において、「フーゴーン・グロテュース、プーフェンドルフ、ヴァッテル」(VIII355)と名前を挙げて、近代正戦論を唱え「戦争攻撃の正当化のために忠実に引用されている」(ibid.) 国際法論者を批判している。また、少なくとも確実に、みずから書評したゴットリープ・フーフエラントの著作を通じて、これら論者の国際法論を知っていた<sup>8</sup> (VIII127)。ヴァッテルの著書はそのドイツ語訳を、『法哲学講義』において、戦争法の底本として用いている<sup>9</sup>。もちろん、特定できないがこれ以外の文献を参照した可能性もある<sup>10</sup>。

『人倫の形而上学』において「国際法(Völkerrecht)」は、「相互の関係における諸国家の法」(VI343)と定義されている<sup>11</sup>。ここで国家は「道徳的人格として、他の国家に対し、自然的自由の状態、従ってまた恒常的戦争の状態にある」(ibid.)とされる。『永遠平和のために』にも、「隣り合って生活する人間たちの間の平和状態は決して自然状態(status naturalis)でなく、それはむしろ戦争状態である」(VIII346)という一文がある。カントが、ルソーではなくホッブズの自然状態の概念を受け継いでいることは明らかである。たとえば『単なる理性の限界内における宗教』では、ホッブズの命題として、「人間の自然状態は万人における万人の闘争である(status hominum naturalis est bellum

omnium in omnes)」(VI97Anm.)が引用され、些細な表現以外は本質的な誤りのないものとして肯定されている。また、『純粹理性批判』方法論の第一章「純粹理性の訓練」においても、「ホッブズが、自然の状態は不正義と暴力の状態であり、人はそれを必ず抜け出さなければならない、と主張するように」(B780)という一文がある。さらに『フィギランティウスの道徳哲学講義』でも、ホッブズの表現として「万人の万人に対する闘争(bellum omnium contra omnes)」(XXVII591)が引用されているなど、カントはホッブズの議論をよく知っていた。カントの国際法論における次の記述もホッブズに拠るものであろう。「諸国家は、相互の外的関係において考察するならば、(法なき野蛮人のように)本性上、非法的状態にある。[中略]この状態は、たとえ現実の戦争や永続的な現実の敵対(敵意)でないにしても、戦争の(強者の法の)状態である」(VI344)。カントはこの状態を「それ自身そのものとして最高度に不正」(ibid.)として、隣接する諸国家はそこから抜け出す義務を負っていると言う。リチャード・タックの言葉を借りるなら、「カントは、通常認識されているよりもずっと、そして明らかに、ホッブズ主義的であった」<sup>12</sup>。

ここから、カントの考える国際法上の戦争の権利のうち、最初の二つを順番に見ていこう。はじめにカントは「自然状態における自由諸国家相互の、戦争への例の根源的権利」(ibid.)を問題にしている。この権利はまず、国家が自分の臣民やその財産を、臣民自身の意志に拠らず、主権者の上位命令のみによって他国に対する戦争に動員する権利と規定され、その根拠が追求される。つまり、カントは国家がこうした権利をもつことを否定していない。この権利の根拠は所有権に求められる。一般に、「誰でも、しかし、実質に関して自ら作り出したものについては、争う余地のない所有をもつ」(VI344f.)。この前提にお

いてカントは、臣民を「その最大部分に関しては国家自身の産物」(VI345)と見なし、それゆえに臣民は国家の所有物であるので、国家はそれを戦争に動員する権利をもつとするのである。ただしカントは、国家がこの権利を「国家において常にとともに立法する部分と見なされなければならない市民としての」(ibid.)人間に適用する場合には、次のような制約を設ける。「戦争遂行に一般的にのみならず、おのおのの特殊な宣戦布告について、市民の代表者を介して、その自由な賛意を与えるのでなければならない」(VI345f.)。国家はこの制約条件の下でのみ、戦争することができる。つまり、カントは市民が賛同した戦争にのみ、市民の動員が許されるとしているのである。エルンスト・カッツァーの言葉を借りるなら、「けっして国民は君主によって戦争のための機械としてのみ用いられてはならない」<sup>13</sup>。さらにカントは、この権利は「国民に対する主権者の義務(逆ではなく)からも」(VI346)導出できるとしている。もちろん、国民がそれに賛同する限りにおいて、であるが。

続いてカントは、戦争への権利を対外的関係において次のように規定する。「諸国家の自然状態において、戦争への(敵対行為への)権利は、それによって一つの国家が他の国家に対してみずからの権利を、すなわち、国家が他の国家によって毀損されたと信じる場合に、自身の暴力によって追求する許された仕方である」(ibid.)。この権利は、自然状態においては訴訟が不可能であるという事実によって正当化される。同様の議論は『永遠平和のために』においても見られる<sup>14</sup>。興味深いことに、カントはここで、実際の損害による以外に、「脅威(Bedrohung)」(ibid.)によるこの権利の行使をも認めてしまう。この脅威には、他国の先行する武装や、領土獲得によって恐るべきほどに増大する勢力すら属する。これらは大国の実際の行いに先行する

状態による小国の侵害なのであって、それにゆえに自然状態では、この脅威に基づく攻撃は正当である。つまりカントは、防衛のための戦争のみならず、いわゆる先制自衛までも広い範囲で認容している。

次に、戦争における権利は国際法における権利とされるが、そこには、法なき状態において法を自己矛盾を起ささないように考えるという困難がある。上述したように、国家間の自然状態は無法状態なのであるから。この困難をカントは、戦争における権利を保証する法を次のように規定することで解決する。「それによれば、諸国家の(相互の外的関係における)自然状態からの脱出と法的状態への移行がそれでもなお可能のままであるような、そんな原則に従って戦争を遂行する」(VI347)ものでなければならないと。これは無論、『永遠平和のために』で、永遠平和のための予備条項の六番目として「いかなる国家も他国との戦争において、将来の平和における相互の信頼を不可能にするに違いないような敵対行為を為すべきではない」(VIII346)と述べられていたのを言い換えたものである。『人倫の形而上学』ではさらに、「その使用が、臣民が市民であることを不可能にするであろうような」(VI347)防衛手段を許されないものと規定している。カントが挙げる戦争中に許されない行為には、暗殺者や毒殺者の使用、降伏条約の破棄、敵国における暴動の扇動、スパイの使用や虚偽の情報の拡散などがある。『法哲学講義』によれば、これによってカントは、正戦においてはこうした行為も許容されるとするヴァツェルの正戦論に反論している<sup>15</sup>。

カントはまた認容されない戦争のタイプについても語っており、これは正戦論の議論そのものである。まずカントは、「独立国相互の戦争は懲罰戦争(bellum punitivum)ではありえない」(ibid.)とする。なぜなら、懲罰は上下関係を前提するが、国家間にそのよ

うな関係はありえないからである<sup>16</sup>。さらに、「殲滅戦争 (bellum interinecinum) も征服戦争 (bellum subiugatorium) も」(ibid.) 許されない。『永遠平和のために』でも、同じ理由で懲罰戦争の不可能が宣言され、殲滅戦争は双方の戦争当事国とそれとともにすべての法も滅亡させ、「永遠平和は人類の巨大な墓地の上のみ生じることになるであろう」(VIII 347) から、それへと導くであろうような戦争行為もろとも、禁じられている。また、『永遠平和のために』における第五予備条項、「いかなる国家も他国の体制や統治に暴力をもって介入すべきではない」(VIII 346) は、干渉戦争を厳格に禁じているものと見ることができ<sup>17</sup>。現代における正戦論とカントのそれとの最大の違いがここであろう<sup>18</sup>。しかし、認容されない戦争のタイプがあるということは、逆に認容される戦争のタイプもあるということである。ユルゲン・ハーバーマスの言うように、「カントにとってまだ、戦争という犯罪は存在しない」<sup>19</sup>。「国際法の理念は、外的自由の原理に従い、みずからのものを保持するための敵対の概念を含んでいる」(VI 347) のであり、つまりカントが許容する戦争とは、攻撃された場合の防衛戦争である。現代の議論で言えば、自衛権による戦争ということになる<sup>20</sup>。その逆に、他国を脅かす形での国権の拡大を目指すような戦争は許されない。カントはまた、上で述べたものを除けば、「攻撃された国家にはあらゆる種類の防御手段が許される」(ibid.) とも明言する。『法哲学講義』においても明確に、「利益のためにのみ行われる戦争は不正である。侵害のみが戦争の正当な理由である (Sola laesio est causa belli justa)」(XXVII 1393) と述べられている。これは当時の正戦論の一部がより広い戦争正当化事由を認めていたことへの反論であろう。カントが三番目に論じている戦争後の権利についてはページの都合により省略する<sup>21</sup>。

## 第二章 国家同盟

『人倫の形而上学』の国際法論でカントは、「根源的社会契約の理念による国家同盟 (Völkerbund)」(VI 344) について語っている。『永遠平和のために』でも、「そこでは各々の国の権利が確保されるような、市民的状態に似た状態」(VIII 354) が国家同盟と呼ばれている。『それは理論では正しいだろうが、実践では役に立たない』という俗言について』(以下『俗言について』と略記) で、「共通に取り決められた国際法に従う連邦の法的状態」(VIII 311) と言われているのもこれを指すのであろう。周知のように、合衆国大統領ウッドロー・ウィルソンは、カントのこの議論に基づいて、国際連盟を構想したのである。現在の国際連合の思想的ルーツもここにあるとされる。

ただし、『人倫の形而上学』におけるカントの国家同盟の構想は、国際連盟や国際連合のものとは若干異なる。というのもそのための社会契約は、「諸国家の国内的な軋轢に相互に介入しないで、しかし、外部の国家の攻撃に対しては身を護る」(VI 344) ために必要なものとされているからである。『法哲学講義』では、「諸国家間には、一つの国家が他の国家に支援を約束するという保証が生じうる」(XXVII 1393) としているが、この支援は軍事的なものを含むと見てよい。『永遠平和のために』においても、軍備を強化する国に対して、「少なくともそのような国家とその越権に対して同盟することが、他の諸国家に正当化される」(VIII 346) と述べられている。つまり、ここで主張されているのは、現代の言葉で言えば、相互不可侵と集団的自衛権であり、ここでイメージされている国家同盟は、現在の国連よりもむしろ軍事同盟であるNATOに近い。まず、この同盟の結合は、「いかなる主権も (市民的状態におけるように) 含んでいてはならず、ただ同輩関係 (連

邦性)のみを含んでいるのでなければならない」(VI344)。さらに、「いつでも解消可能であり、すなわちその都度その都度刷新し得るものでなければならない」(ibid.)からである。要するに、ここで言う国家同盟は、国連のような永続的なものとしては考えられていないし、統治機構的な性格は与えられていない<sup>22</sup>。その主眼はあくまでも、軍事的な相互不可侵と対外的集団自衛にある。集団的自衛権が国際的に明文定義、承認されたのは、確かに1945年の国連憲章第51条においてであろうが、カントのこの議論に見るように、同様の権利はそれ以前から考えられていたのである。

『永遠平和のために』において、この国家同盟は、理性が命じる平和状態を実現するための、諸国家間の契約に基づく「平和同盟(Friedensbund)」(VIII356)とも呼ばれている。これは、一つの戦争を終結させる「平和条約(Friedensvertrag)」(ibid.)に対し、すべての戦争を永遠に終結させることを試みるものとされる。ただし、ここにあまりに過大な要求を読み込むべきではないであろう。カントが述べているのはあくまでも同盟を結んだ国家間での持続的平和であって、地上からの戦争の根絶ということが念頭にあったかは疑問である。永遠とは領域概念ではなく時間概念でしかないし、この同盟の目的は、「もっぱら国家それ自身の自由と、同時に他の同盟諸国の自由の保持と保証にすぎない」(ibid.)のであるから。確かにカントは、この同盟は「徐々にすべての国家の間に拡大するべきであり、そうして永遠平和に導く」(ibid.)としているが、具体的に地球上の全国家をイメージしていたとは考えにくい<sup>23</sup>。カントはまた「戦争を防ぐ、常設で絶えず拡大する同盟」(VIII357)とも言い、これを「世界共和国」の消極的代替物としている。

### 第三章 正戦論とカントの道徳論

では、カントのこのような正戦論は、上述した戦争否定を含むカントの道徳論とどう調和するのだろうか？『人倫の形而上学』において、「自由そのもののある使用が普遍的法則による自由の障害である場合」(VI231)に、その自由の使用は不正とされる。そうした自由の使用に「自由の障害の障害として普遍的法則による自由と一致しつつ対置される強制」(ibid.)は正しい。これと同様に『法哲学講義』によれば、まず個人のレベルにおいて、「他者が私に暴力を加えるとき、われわれが彼を強制するならば、我々は正しく行為しているが、彼が不正にでなく私にそうするならば、我々が彼を強制するのは不正である」(XXVII1372)とされる。「強制とは、普遍的法則に従って可能な自由の障害」(ibid.)であり、言われている自由は道徳法則による自律に他ならない。ここで、「普遍的自由の障害の障害は普遍的自由を促進し、したがって正しい」(ibid.)ことが宣言される。そして、「あらゆる侵害は強制であり自由の障害であるから、したがって反対強制は正しい」(ibid.)。それゆえ、誰かによって自分の権利に損害を加えられたときには、その相手を暴力で強制することができる。これは、市民状態では裁判によって生じるが、自然状態では戦争によって生じることになる<sup>24</sup>。ただしカントは、「私が暴力で防ぐ侵害は、暴力以外によっては防がれないものでなければならない」(ibid.)という限定は加えている。そうでないなら、その暴力の行使は不正である。

それでも、その条件が満たされる場合、侵害者一般に対する侵害の権利は「無限の権利(jus infinitum)」(ibid.)であるとカントは言う。なぜなら、それでどこまで行くべきかを一般的に言うことはできず、むしろ自分の権利を手に入れるに必要な範囲までは、行かねばならないからである。カントの次の発言は

過激にも聞こえるであろう。「暴力がいかに大きく強力であろうと、私はそれに委ねなければならない、侵害者に対して、たとえ殺したとしても、いささかの不正も加えていない」(ibid.)。これは自衛権の肯定であり、カントの結論は次のようになる。「よって我々は、一方の党派の正しい戦争と正しい敵を考えることができる。私は、私を侵害した相手に対してしか、戦争ができない」(ibid.)。『人倫の形而上学』においても、「不正な敵に対する国家の権利は限界をもたない」(VI349)とされる。内藤葉子の言うように、「自衛戦争は元来正戦のカテゴリーに属する考え方である」<sup>25</sup>。つまり、正戦論はカントの正義論に矛盾せず、それどころかそれによって要請されるのである。『判断力批判』では、「戦争でさえ、秩序と市民的権利の聖なる尊敬をもって行われるのなら、それ自体として崇高なものを持ち、同時に、こうした仕方での戦争をする国民の考え方を、より大きな危険にさらされ、その下で勇気をもって自己主張できるほど、より崇高にするのみである」(V263)とすら言われている。

一般的に反戦論は、戦争において失われる人命を論拠とすることが多いが、カントにとっては人命より正義の方が重い。これを示しているのが『人倫の形而上学』における死刑肯定論である。刑罰論としてカントは、「殺したものは死ななければならない。ここで正義の満足のためにいかなる代償物もありえない」(VI333)と断言する。その上、市民社会が解体される場合には、その前に牢内のすべての殺人犯は処刑されなければならないとすら言う。この処刑をあくまで主張しない国民には、殺人罪が貼りつく。なぜなら「正義のこの公的毀損の参加者」(ibid.)と見なされるからである。ここでカントは、マルケーゼ・ベッカーア<sup>26</sup>の死刑違法論を取り上げて論駁すらしている<sup>27</sup>。それどころかカントは、「正義が滅亡するなら、人間が地上に生

きることにもはやいかなる価値も無い」(VI332)とすら言い切る。つまり、カントにとっては人命より正義の方が重いので、正義のための戦争を肯定するのに、人命を配慮した躊躇は要らないのである<sup>28</sup>。『永遠平和のために』において、「正義は支配せよ、世界における悪党がそれですべて滅ぶとしても」(VIII378)という法原則が肯定されているほどに。

確かにカントは、上述したように、「戦争あるべからず」と言う。しかし、カント倫理学における「べし」は、必ずしも、即時履行すべき完全義務を表すものではない。何よりもカントは、広い義務と狭い義務を区別し、狭い義務のみが「その本性上厳密に(正確に)規定するものでなければならない」(VI411)とする。広い義務は不完全義務とも言われるが、倫理学は「その不完全義務を許容する」(ibid.)。カントは正戦を許容するのであるから、「戦争あるべからず」という義務は不完全義務でしかありえないであろう。また、『永遠平和のために』における第三予備条項、「常設軍(miles perpetuus)は時とともにまったく廃されるべきである」(VIII345)も、「なるほど法規則の例外としてではないが、それでもその遂行を考慮するならば、事情によって、主観的に権能のために拡張しつつ、その完遂を先送りにする許可を含む」(VIII347)。これもいわば不完全義務なのである。のみならず、カントはこの予備条項に、「みずからと祖国をそれによって外からの攻撃に対して守るために、兵備において市民が自主的に定期的な訓練を行うことは事情が異なる」(VIII345)と補足を付けている。ここで考えられているのは、対外防衛のための市民の自主的な軍事教練による民兵組織であり、つまり、カントは軍事力一般を否定しているわけではない。カントが常設軍を即時全廃とは言わないまでも否定する理由は、それを維持するための財政負担が逆に戦争を起こしかねないというものである。『俗言について』では、「常に(同

じ賃金の下で) 増大する、しっかりした足場に立ち、規律のうちに保持され、常に数を増す兵器を与えられる軍隊によって […] 常に高騰する費用を引き起こさざるを得ない」(VIII 311) とされ、国家がそれに耐えられないことが、最終的に国家間の連邦による法的状態へと導くと考察されている。

## 結語

カントにとって、国家間関係はさしあたり、ホブズの言う自然状態、すなわち戦争状態なのであった。実際、カントの生きた時代のプロイセンは、1740年のオーストリア継承戦争、1756年からは七年戦争、1778年にはバイエルン継承戦争と、戦争に明け暮れていたのである。さらに、三回のポーランド分割によってポーランドは完全に消滅する<sup>29</sup>。当時のヨーロッパはまさに戦争状態以外の何物でもなかったのである。カントはこうした中で、グロティウスら国際法学者の議論を受けて、独自の正戦論を構築した。それは、基本的に防衛戦争だけを正戦として、元首に臣民を戦争に動員する権利を承認し、場合によって先制自衛さえも認めるというものであった。また、平和共存を不可能とするような戦争手段は否定される。これはカント自身意識していたように、*jus ad bellum* と *jus in bello* という正戦論の議論そのものである。さらに、カントの言う国家同盟は、相互不可侵と集団自衛という軍事的性格を強くもつ。よく考えればこれは当たり前なのである、カントは戦争の抑止の方法について語っているのであるから。カントの集団自衛は集団的自衛権の先駆と言えるかもしれない。そして、カントの倫理学は、人命より正義を重んじ、不完全義務を許容するがゆえに、正戦論と矛盾しないのみならず、むしろそれを要求する。侵略戦争は不正であり、それを妨げる防衛戦争は正義となるからである。カントによる常設軍の否定も軍事力

一般の否定を意味しない。戦争に関してカントは正戦論を語るリアリストであって、無条件の絶対平和主義者では決してない。小原克博の言うように、「日本では絶対平和主義を選択することへの許容度が高く、正戦論に関連する諸条件を丁寧に検証する能力は未成熟な状態にある」<sup>30</sup>。安全保障を論じる場合に必要なのは、カントのような、理想を掲げつつも現実を直視する冷静な姿勢なのではないだろうか<sup>31</sup>。

## 注

- 1 カントの国際法を論じる研究者の間では、カントが正戦論をもっているということへの否定が共通見解だった。Vgl. Orend, Brian: *War and international justice. A Kantian perspective*, Waterloo, 2000, p. 5.
- 2 本論文中、カントからの引用はアカデミー版の巻号と頁数で表すが、慣例に従い、『純粹理性批判』からの引用は、第二版をBで表す。傍点は原文ゲシュペルト。
- 3 ヨッヘン・ボーンの言葉を借りれば、「カントの平和構想は、最終的に世界市民的哲学とリベラルな世界政治のバイブル」となっている。Bohn, Jochen: *Ewiger Krieg der Ansprüche Kritik der freiheitsrechtlichen Friedensphilosophie Kants*, in *Archiv fuer Rechts- und Sozialphilosophie*, Volume 99, Number 4, 2013, p. 463.
- 4 オレンドの前掲書第二章の表題はずばり、「カントの正戦論」である。Orend, a.a.O., p. 41. オレンドは別論文で、「カントは現に正戦論をもっているというテーゼ」を肯定している。Orend, Brian: *Kant's Ethics of War and Peace*, in: *Journal of Military Ethics*, 2004, 3(2), p. 162
- 5 ここで言うリアリストは、オレンドやウォルツァーの言う、正戦論者や平和主義者と区別される、道徳と政治を峻別するタイプの論者ではない。Vgl. Orend, *War and international justice. A Kantian perspective*, p.44. マイケル・ウォルツァー『正しい戦争と不正な戦争』萩原能久訳、風行社、2008年、45頁以下を参照。山内進は「否定派、肯定派、条件派」と分類し、正戦論を条件派としている。山内進編『正しい戦争』という思想』勁草書房、2006年、4

- 頁以下を参照。
- 6 これはカントの1784年冬学期の講義であり、『永遠平和のために』(1795)よりさらに早い時期のものである。
- 7 Vgl. Kleemeier, Ulrike: *Kriege, Recht, Gerechtigkeit – Eine ideengeschichtliche Skizze*, in: Dieter Jansen/Michael Quante (Hsrg.): *Gerecher Krieg*, Paderborn, 2003, S. 12.
- 8 このフーフェラントの著書では、戦争の権利を巡る当時の議論も取り上げられている。Vgl. Gottlieb Hufeland: *Versuch über den Grundsatz des Naturrechts*, Leipzig, 1785, S.207f.
- 9 XXVII1392を参照。
- 10 アーサー・ヴァルダによれば、カントの蔵書にはヴァッテルを含め、当時の自然法論の著作が多く見られる。Vgl. Warda, Arthur: *Immanuel Kants Bücher*, Berlin, 1922, S. 41f.
- 11 カント自身は「諸国家法 (Staatenrecht)」(VI 343) と呼ぶべきと考えていたようであるが。
- 12 リチャード・タック『戦争と平和の権利 政治思想と国際秩序…グロティウスからカントまで』萩原能久監訳、風行社、2015年、393頁。
- 13 Ernst Katzer: *Kant und der Krieg*, KS20, 1915, S. 155.
- 14 VIII346を参照。さらに、「戦争状態を、まさに不正であると宣告することすら不可能である、なぜなら、この状態においては各々の国家が、自分自身の事柄において、裁判官であるから」(VIII355)とも言われている。
- 15 XXVII1394を参照。
- 16 タックによれば、これはカントがプーフェンドルフと一致する唯一の論点である。タック、前掲書、367頁を参照。プーフェンドルフは、処罰権に基づく懲罰戦争を容認するグロティウスの批判者であった。こうした戦争の権利は、ヨーロッパ諸国による植民地戦争の根拠とされていたのである。タック、前掲書、273頁を参照。
- 17 ヴァッテルは、君主による国民の人権侵害に基づく干渉戦争を容認する。タック、前掲書、331頁を参照。
- 18 ウォルツァーは人道的介入を理由とする干渉戦争を肯定する。ウォルツァー、前掲書、217頁以下を参照。
- 19 Jürgen Habermas: *Kants Idee des Ewigen Friedens – aus dem historischen Abstand von 200 Jahren*, in: Kritische Justiz Vol. 28, No. 3 (1995), S. 295.
- 20 国連憲章第51条「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」([http://www.unic.or.jp/info/un charter/text\\_japanese/](http://www.unic.or.jp/info/un charter/text_japanese/)、2015年10月18日 閲覧)。
- 21 オレンドは、カントこそ正戦論の歴史の中で「戦争後の権利 (jus post bellum)」を主題化した最初の大思想家であるとしている。Vgl. Orend: *War and international justice*, p. 50f.
- 22 国連憲章の前文はその目的として、「一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること」、「すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いること」を謳っている ([http://www.unic.or.jp/info/un charter/text\\_japanese/](http://www.unic.or.jp/info/un charter/text_japanese/)、2015年10月9日 閲覧)。
- 23 「彼 [カント] は明らかに、すべての国民の連合を描いていたのでさえない」。Siep, Ludwig: *Kant und Hegel über Krieg und Völkerrecht*, in: Dieter Jansen/Michael Quante(Hsrg.): *Gerecher Krieg*, Paderborn, 2003, S. 105. さらに、新川信洋『カントの平和構想 『永遠平和のために』の新地平』晃洋書房、2015年、52頁も参照。
- 24 ケネス・N・ワルツは、「国家の強さとして安全へのカントの関心は、パワー・ポリティクスの必要性についての彼の認知の一部である」とする。Kenneth N. Waltz: *Kant, Liberalism, and War*, in: *American Political Science Review*, Volume 56, Issue 02, 1962, p334
- 25 内藤葉子「グローバル市民社会の展望 一人権と正戦の関係をめぐる一」(『京都女子大学現代社会研究』第12号、2009年) 172頁
- 26 フルネームはチェーザレ・ボネサーナ・マルケーゼ・ディ・ベッカリアであり、日本では普通、チェーザレ・ベッカリアと呼ばれる。
- 27 VI334f.を参照。
- 28 カントは戦争の禍悪として第一に死者の犠牲を挙げようとはしない。Vgl. Habermas, aa.O., S. 294.
- 29 山根雄一郎は、カントがポーランド分割に大きな関心を持っていたことを指摘している。山根雄一郎『カント哲学の射程』風行社、2011年、96頁以下、また123頁以下を参照。



- 30 小原克博「戦争論についての神学的考察—宗教多元社会における正義と平和」（『基督教研究』64(1)、2002年）29頁以下。
- 31 シラセ・ボクが指摘するように、その論考が抽象的にすぎ、実際に適用するには細部を欠いているという弱点はあるにしても。シラセ・ボク『戦争と平和 カント、クラウゼヴィツと現代』大沢正道訳、法政大学出版局、1990年、54頁を参照。

